

任期付職員（地域防災力強化担当「ふるさと防災職員」）の第2期募集について

内閣府政策統括官（防災担当）では、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号。以下「任期付職員法」という。）に基づき、以下の官職の募集を行います。

1 採用予定官職

内閣府事務官（政策統括官（防災担当）付参事官（地域防災力強化担当）付参事官補佐（課長補佐級）又は 主査（係長級）

2 募集人員

約20名程度

3 職務内容

内閣府においては、令和8年度中の防災庁の設置を見据え、防災担当の組織体制を抜本的に強化するため、地域防災力の強化に関する施策の実施、特に担当地域における事前防災の推進に当たるほか、災害発生時には現地に赴き被災地支援に従事する「ふるさと防災職員」を配置しています。

具体的には、令和7年度から活躍している第1期「ふるさと防災職員」と共に、都道府県単位の地域を担当し、担当都道府県などの関係者とも連携の上、地域における以下の業務に従事していただきます（別紙「内閣府『ふるさと防災職員』（第2期）を募集します」を参照）。

- ・ 発災時には直ちに現地に入った上で、被災状況の把握や避難所環境の確保など、被災地・被災者の支援
- ・ 避難所環境の改善に向けた物資や資機材の整備・備蓄促進
- ・ 災害対応を支援するNP0・ボランティアその他の民間機関等との連携体制の構築
- ・ 研修を通じた防災人材の育成や災害対応に当たる機関等の訓練の実施
- ・ その他、都道府県への定期ヒアリングや地域防災力強化ブロック会議を通じた事前防災の推進 等

4 応募要件

以下の（1）から（3）までの全てに該当する方

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）における大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者及びこれらと同等以上の学力を有すると認められる者で、一定の職務経験（令和 8 年 4 月 1 日時点で、大学を卒業した者は 7 年以上、短期大学及び高等専門学校を卒業した者は 10 年以上、高等学校を卒業した者は 12 年以上）を有する者又はこれと同程度以上の経験を有すると認められる者
- (2) 任期の始期から終期にわたり、継続して勤務が可能な者
- (3) 地域や事業所等における防災計画の策定や訓練等の実施、消防団への参加、地方公共団体での勤務、被災地における避難所運営やボランティア等の経験、防災に関する研究・技術開発など、防災に関する知識経験を有する者

ただし、以下に該当する方は応募できませんので御了承ください。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の規定により国家公務員になることができない者
 - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又その刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

5 採用形態

任期付職員法に基づき、常勤の国家公務員として採用します。

6 給与

任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）に基づき支給します。

7 身分・服務

一般職国家公務員、国家公務員法適用

8 雇用期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（予定）

※ 双方の合意を前提に、採用日を令和8年4月1日より早めることもあり得ます。

※ 双方の合意を前提に、採用日から5年を超えない範囲で任期の更新もあり得ます。

9 勤務時間・休暇

原則として、午前9時30分から午後6時15分（昼休み1時間を含む。土、日、祝日及び年末・年始（12月29日から1月3日）は除く。業務の都合により超過勤務が生じる場合があります。）

年次有給休暇20日（年途中で新たに職員となった場合には、予定在職期間に応じて決定。20日を限度に翌年に繰越可。）、このほかに特別休暇、病気休暇、介護休暇あり。

10 勤務地

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（地域防災力強化担当）付
（東京都港区赤坂2丁目4-6 赤坂グリーンクロス18階）

11 応募方法

（1）提出書類

ア 履歴書（市販のもので可。6か月以内に撮影した顔写真添付、日中確実に連絡が取れる連絡先（電話番号、メールアドレス等）を必ず記載）

イ 志望理由（A4横書き、1,000字程度）

ウ 職務経歴書（これまで従事したことがある職務の期間、勤務先、職種、業務内容を具体的に記載したもの）

エ 応募資格を満たすことを証明できるものの写し（卒業証書、認定証等）1通（学歴証明については、最終学歴のもので差し支えない。証明内容が複数ある場合は各1通とする。）

※ 応募書類は返却いたしません。選考のみに使用し、使用後は責任を持って破棄いたします。

（2）提出方法

郵送（封筒表面に朱書きで「任期付職員募集書類在中」と記載）

(3) 提出先

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎第 8 号館

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）付人事担当

(4) 応募締切

令和 7 年 11 月 28 日（金）郵送必着（持ち込み不可）

12 選考方法

1 次選考 書類審査

2 次選考 面接

※ 書類審査の結果、面接を行うこととなった方にのみ、面接の日時・場所等のご連絡をします。

※ 応募状況に応じて、募集期間中に面接を行うことがあります。

13 問合せ先

【採用形態、給与、雇用期間、勤務時間・休暇等について】

内閣府 政策統括官（防災担当）付 参事官（総括担当）付

担当：清水、木村

電話：03-3501-5408

【職務内容、応募要件について】

内閣府 政策統括官（防災担当）付 参事官（地域防災力強化担当）付

担当：本島、藤森

電話：03-5797-7661

14 その他

(1) 応募の秘密については、厳守致します。

(2) 最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から退職していただく必要があります（休職は不可）。

(3) 採用内定後、卒業証明書及び過去に在籍した会社等の在職証明書を提出していただきます。

※ 4（1）の応募要件を満たしているか確認します。在職証明書等が提出できない期間は、職務経験に通算されませんので御注意ください。また、在職証明書を提出できない場合又は虚偽の記載がなされている在職証明書等の提出があった場合には、採用内定を取り消す場合があります。

(4) 採用後は、マイナンバーカードを身分証として使用することとしていますので、あらかじめ同カードの取得手続きをお願いします。

内閣府「ふるさと防災職員」(第2期)を募集します

ふるさと防災職員とは

令和8年度中の防災庁の設置を見据え、防災担当の組織体制を抜本的に強化するため、内閣府には、地域防災力の強化に関する施策の実施、特に担当地域における事前防災の推進に当たるほか、災害発生時には現地に赴き被災地支援に従事する「ふるさと防災職員」が配置されています。この度、令和7年度から活躍している第1期「ふるさと防災職員」と共に業務に当たる第2期採用職員の募集を行います。

ふるさと防災職員的主要業務内容

○被災地ヘリエゾンとして派遣

発災時には、被災地方公共団体と緊密な連携をとりつつ、被災状況の把握や避難所の生活環境の確保等に従事すべく、被災地に派遣されます。

国と被災地方自治体とをつなぐリエゾンとしての役割を担っていただきます。

○ブロック会議の企画・開催

地域防災力の強化を目的に、全国を8ブロックに分け、ブロックごとに効果的な取組や課題等を共有し、内閣府及び自治体が一丸となって取組を強力に進めていくためのブロック会議を企画していただきます。



○都道府県への定期ヒアリング

都道府県庁に定期的に赴き、当該都道府県の事前防災の取組状況等についてヒアリングを行っていただきます。



○各地で開催される研修・訓練等への参加

各地域で開催される防災に関する研修・訓練等に参加し、地域の防災意識の向上に取り組んでいただきます。

